

高野町町制施行 90 周年並びに富貴村合併 60 周年記念ロゴマーク使用要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高野町町制施行 90 周年並びに富貴村合併 60 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第 2 条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(使用基準)

第 3 条 ロゴマークは、何人も使用することができる。ただし、使用の目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体の活動に使用し、又は使用のおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者が関与している事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないとき。

(使用申請)

第 4 条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ高野町町制施行 90 周年並びに富貴村合併 60 周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第 1 号）を実行委員長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 町及び関係機関が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める場合

(使用承認)

第 5 条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、高野町町制施行 90 周年並びに富貴村合併 60 周年記念ロゴマーク使用承認通知書（様式第 2 号）により、使用を承認しないときは、高野町町制施行 90 周年並びに富貴村合併 60 周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第 6 条 ロゴマークを使用することができる期間は、ロゴマークの使用の承認（以下「使用承認」という。）を受けた日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(使用料)

第 7 条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容のみに使用すること。
- (2) ロゴマークを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。
- (3) ロゴマークのデザインの改変等を行わないこと。
- (4) 使用承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。

(商品等の提出)

第9条 使用者は、ロゴマークの使用に係る商品等(イラスト、写真等を含む。以下「商品等」という。)が完成したときは、完成後 30 日以内に、その完成品を町長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(使用承認の取消し)

第10条 実行委員長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 実行委員長は、前項の規定によりロゴマークの使用の承認を取り消したときは、高野町町制施行 90 周年並びに富貴村合併 60 周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書(様式第 7 号)により使用者に通知するものとする。

3 実行委員長は、前項の通知を受けた使用者に対し、商品等の回収等の措置を請求することができる。

4 実行委員会は、第1項の規定による使用承認の取消しにより、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(損失補償等の責任)

第11条 実行委員会は、使用承認をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示日から施行する。